生徒指導関係文書不存在非公開決定審査請求事案（番号48）

|  |  |
| --- | --- |
| 　審査会の結論 | 諮問実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。 |
| 行政文書公開請求 | 請求日 | 令和２年10月７日 |
| 請求内容 | 府立○○高校について、１．○○月○○日の文化祭において、在校生が○○したことで、教員が当該事案を○○警察に通報し、当該生徒が連行された事実がわかる文書。２．上記１．について、在校生を生徒指導するのでなく警察に引き渡した根拠。３．上記１．について、警察に通報する基準がわかる文書。４．上記１．について、警察から学校が指導を受けた内容が分かる文書。５．上記文化祭の打ち上げと称して在校生が集団飲酒および喫煙を行っている動画をSNS上にアップした事実がわかる文書。６．上記５．について、当該校教員が生徒指導部長に対して、上記５．の事案を伝達したことが分かる文書。７．上記６．を受けても生徒指導を行っていない事実がわかる文書。８．上記７．について、生徒指導を行う基準がわかる文書。９．同じ在校生であっても、警察に通報する場合と、生徒指導すらしない場合の違いがわかる根拠10．上記５．の動画について、○○が偽造動画であると判断した根拠11．上記５．について、動画の発見者が匿名の場合には生徒指導をしない根拠 |
| 実施機関の決定 | 令和２年10月21日付け教高第2668号による不存在非公開決定。【公開請求に係る行政文書を管理していない理由】本件請求文書は、作成または保存していないため、管理していない。 |
| 審査請求書 | 請求日 | 令和２年11月５日 |
| 趣旨 | 処分の取消しを求める。該当文書の公開を求める。 |
| 理由 | 請求文書１．について、教員の通報により○○警察署のパトカーが到着し、警察官の協力により在校生を校外に追放した事実が確認されているため、その際の記録が存在することは自明である。請求文書２．ないし３．について、通常、在校生の指導は教員が行うものであるが、教員の通報により○○警察署のパトカーが到着した事実があるため、生徒指導をしない根拠および基準があることは自明である。請求文書４．について、通常、在校生の指導は教員が行うものであるが、教員の通報により○○警察署のパトカーが到着し、警察官から事情聴取された際に、「在校生なのになぜ警察を呼ぶのか」と指導されたことが確認されているため、その際の内容がわかる文書があることは自明である。請求文書８．について、府立○○高校の校則には飲酒についての規定があるにも関わらずそれが適用されていないため、その根拠があるのは自明である。請求文書９．について、在校生の非違行為に対して警察に通報する場合と全く指導をしない場合があることは明らかに不当な差別であるため、その合理的根拠が存 |
| 理由 | 在することは自明である。請求文書10．について、当該校○○は当該動画を「偽造」であると説明しているため、その根拠があるのは自明である。請求文書11．について、当該校○○は動画の発見者が不明の場合は生徒指導を行わないと説明しているため、その根拠があるのは自明である。　よって不服とする。 |
| 弁明書 | 本件請求に係る行政文書を作成または保存していないため、審査請求人が求める行政文書は存在しない。 |
| 反論書 | 審査請求書のとおり。 |
| 判　断 | １　本件請求１について生徒が指導の対象となる行為を行い、教職員が現認した場合は、一般的に、直ちに口頭注意が行われる。もっとも、教職員は、その行為の軽重等により、関係する教職員や管理職等に対し、口頭により情報共有や報告を行い、議論の結果、口頭注意だけでは不十分であると判断に至る場合は、別途、当該生徒に対して指導を行うこともある。もっとも、これらの過程について文書を作成するか否かは、指導の対象となった生徒の行為の軽重等を考慮して判断されるものであり、本件請求１に係る事実の存在、不存在にかかわらず、文書が存在しないことは不合理ではない。２　本件請求２、３、８、９及び11について　　各府立高校が個々の生徒に適した指導を行うにあたっては、各府立高校の方針や特色等を踏まえ、生徒指導基本方針等を作成していると想定されるところではあるが、当該生徒指導基本方針等において、すべての事例の取扱いについて指針や基準を作成しているものではなく、本件請求に係る内容を定めていないことは十分考えうるものであり、文書が存在しないことは不合理ではない。３　本件請求４について　　実施機関の説明によると、本件請求４に係る事実は確認されていないとのことである。本件請求４に係る事実が確認されていない以上、当該請求に係る文書は存在しないのであり、文書が存在しないことは不合理ではない。４　本件請求５から７について教職員が、生徒が指導の対象となる行為を行っていると把握した場合、一般的に、当該行為の有無について、確認が行われることになるが、その確認の方法については、個々の行為に即して適切な方法が選択されることになる。もっとも、事実確認の経過やその結果について文書を作成するか否かは、指導の対象となる行為等を考慮して判断されるものであり、本件請求５に係る事実の存在、不存在にかかわらず、文書が存在しないことは不合理ではない。５　本件請求10について　　第五３（２）イのとおり判断する。６　よって、「審査会の結論」のとおり答申する。 |
| 経　過 | ・令和２年10月７日　　　同日付け公開請求・同月21日　　　　　　 不存在非公開決定・同年11月５日　　　　　審査請求・同月26日　　　　　　 弁明書・令和３年１月３日　　　 反論書・同年２月19日　　　　 諮問 |